

## 新型コロナウイルス関連情報（5月29日現在）

1 喫連邦保健省によれば、29日（金）15時現在、新たにオーストリア国内で31名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例が発生し、死亡事例の発生はなかった旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は16,575名（内死亡数：668名，治癒数：15,347名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 3,537名（+ 1）(内死亡108名，治癒3,416名)
- ・ウィーン市（州） : 3,170名（+ 23）(内死亡172名，治癒2,645名)
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 2,864名（+ 3）(内死亡100名，治癒2,654名)
- ・オーバーエーステライヒ州 : 2,294名（+ 2）(内死亡 60名，治癒2,212名)
- ・シュタイアーマルク州 : 1,837名（+ 2）(内死亡147名，治癒1,638名)
- ・ザルツブルク州 : 1,220名（+ 0）(内死亡 38名，治癒1,193名)
- ・フォアアールベルク州 : 898名（+ 0）(内死亡 19名，治癒 866名)
- ・ケルンテン州 : 414名（+ 0）(内死亡 13名，治癒 398名)
- ・ブルゲンラント州 : 341名（+ 0）(内死亡 11名，治癒 325名)

2 29日，クルツ首相は記者会見を開き（コグラー副首相，アンショーパー保健相及びネーハマー内相も出席），6月15日以降のマスク着用義務の緩和等に関する発表を行いました。発表内容の概要は以下のとおりです。

（1）6月15日から，マスク着用義務を以下の3つの場所に限定する。

ア 公共交通機関

イ 薬局を含む保健関連施設

ウ 1メートルの最低距離を確保できないサービス業（理髪店等）

(2) ただし、飲食店の店員には引き続きマスク着用義務がある。また、多くの人が密集する場所では引き続きマスクの着用を切に要請する。

(3) 同様に6月15日から、飲食店の営業可能時間が23時から深夜1時まで引き延ばされる。また、1席につき4人までの着席人数制限を撤廃する。ただし、引き続きテーブル間は1メートルの距離をあける。

(4) (ナイトクラブ等の) 深夜営業の飲食店における規制緩和については今後、該当する業界の支援のための意見交換を行う。

3 オーストリア政府は5月27日付で、陸路でのオーストリア入国に対して実施している入国制限(原則として新型コロナウイルスに感染していない医師の診断書の提示義務付け)及び空路でのオーストリア入国に対して実施している入国制限(原則として新型コロナウイルスに感染していない医師の診断書の提示義務付け及びオーストリア居住者以外の域外外国人の入国拒否)を6月15日まで延長しました。

(1) 引き続き、塙のすべての隣国からの入国に際して4日以内に発行された医師の診断書が必要となる。ただし、塙国民及び塙居住者は診断書がない場合、14日間の自宅隔離を条件に入国が許される(当館注:入国規制の内容については変更なく、通過のための入国は引き続き許可されます。)

また、14日間の隔離期間中に検査を行い、陰性結果が出た場合は隔離を終了することが可能である。

(2) 引き続き、空路での入国に際して、塙国民、EU/EEAの国民及びスイス国民並びにこれらの者と生計を一にする家族、並びに、塙により発行されたDビザを所持し、若しくは滞在資格等に基づき塙に滞在する資格を有する外国人は、4日以内に発行された医師の診断書あるいは14日間の自宅隔離が必要とな

り、14日間の隔離期間中に検査を行い、陰性結果が出た場合は隔離を終了することが可能である。なお、シェンゲン域外からの喫国民、EU/EEAの国民及びスイス国民以外の者（域外外国人）の入国拒否は外交官や国際機関職員等の一部例外を除き引き続き維持される。

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

## 【参考】

### ■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)